

愛知県職業能力開発審議会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛知県職業能力開発審議会条例（昭和33年愛知県条例第43号）第6条の規程に基づき、愛知県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 会議は、知事の諮問がなされたときその他会長が必要と認めるときに開く。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 会長は、審議のため必要と認めるときは、あらかじめ関係行政機関の職員に対し、資料の提出、会議における説明等を求めることができる。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第4条 審議会は、会議を開いたときは議事録を作成する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 出席及び欠席の委員の氏名
- (3) 説明等のために出席した関係行政機関の職員の職、氏名
- (4) 会議に付した事項
- (5) 議事の経過
- (6) その他審議会において必要と認めた事項

3 議事録は、出席した委員のうち会長及び会長の指名する者1名が署名して確定する。

4 議事録の保存期間は、10年とする。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、愛知県労働局産業人材育成課で処理する。

(雑 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。